

特定空家等の略式代執行による除却日程について

要 旨

令和4年6月 21 日付けの報道発表のとおり、本市では、特定空家等1棟に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、本市で初めてとなる略式代執行による除却を行います。下記のとおり、除却日程が決まりましたので改めてお知らせします。

概 要

1 特定空家等の概要

所在地	沼津市戸田328番地
構 造	木造 2階建
所有者	所有者不存在
状 況	・建物の老朽化が進み、広範囲にわたる屋根の脱落、梁や2階床部分の落下がみられ、倒壊の危険が迫っています。 ・建物の南北は隣家に近接し、東側の市道は通学路であるため、そのまま放置すれば危険となるおそれのある状態と認められます。

2 工事予定について

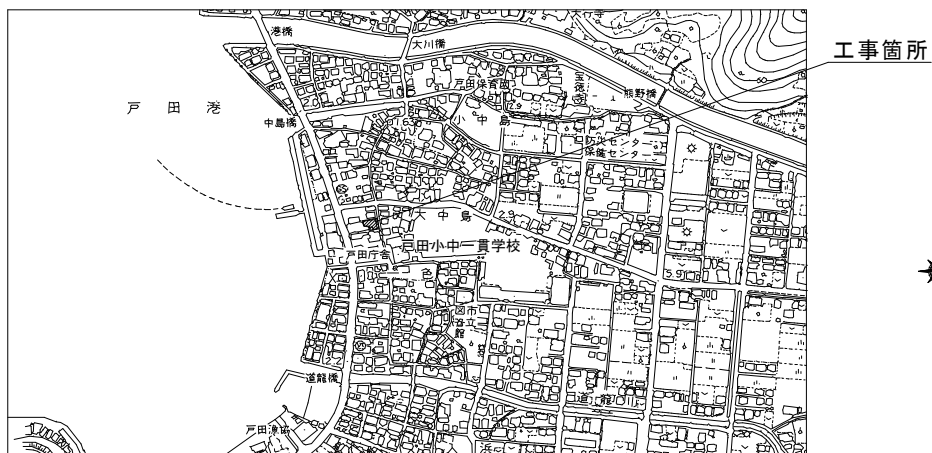
- ・現在、建物調査を行うなど解体に向けた準備作業を進めています。
- ・令和4年9月1日(木) 午前10時から代執行開始宣言を行う予定です。
(荒天の場合は、延期することがあります。)
- その後、外周に足場を設置する作業に入ります。
- 同日は、重機等による解体作業は行いません。
- ・工事終了は、11月末を予定しております。

お問い合わせ先

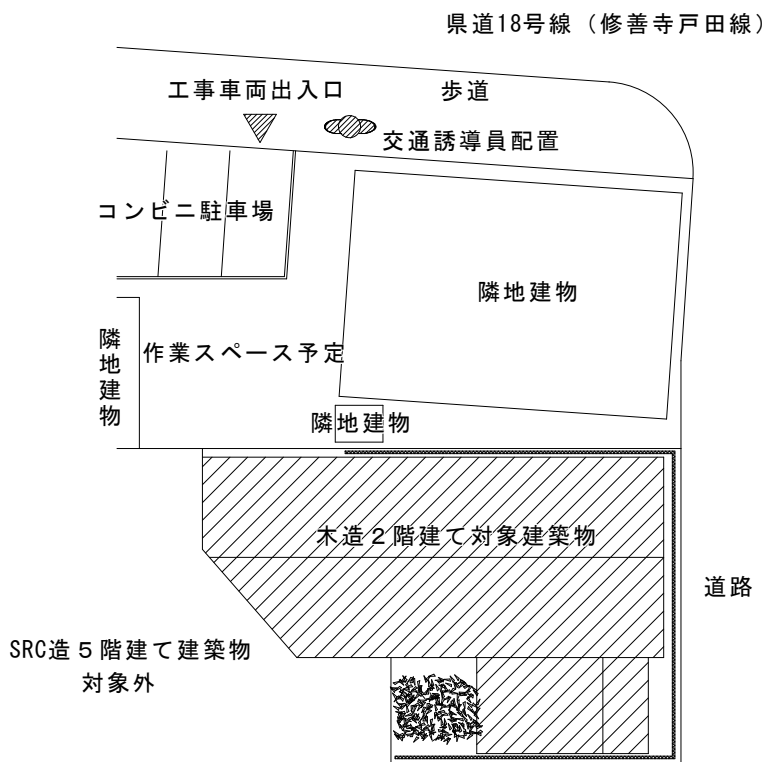
沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 空き家対策係
直通:055-934-4885



令和4年度 沼津市戸田特定空家等除却工事



案内図 S=1/10000



配置図 S=1/1000

工程表

	8月	9月	10月	11月
調査	■			
準備・仮設工事		■		
解体工事		■	■	
発生材処理工事			■	■
整地・片付け				■

※本工程表はあくまで予定となりますので、工事の進捗によっては内容の変更及びスケジュールの変更が生じる可能性がございます。